



喫煙ルール・マナーを守って、 健康で安全・快適な美しいまちへ

4月1日から「高石市受動喫煙・路上喫煙等対策の総合的推進に関する条例」を施行します。たばこを吸う方に守っていただきたい喫煙ルールや市内での喫煙場所を定め、たばこを吸わない方の望まない受動喫煙を防止することで、健康で安全・快適に暮らせるまちづくりをめざします。

問合せ先 地域包括ケア推進課 ☎(267)1160、生活環境課 ☎(275)6254

路上喫煙禁止区域内は禁煙です

たくさんの人通りがあり、受動喫煙による健康被害や路上喫煙による危険性があると考えられる主要駅周辺※に路上喫煙禁止区域を設けることとなりました。



▲この標示が目印！

例外 市が設置する屋外喫煙場所やコンビニなどに設置し、市が指定する屋外喫煙場所では、喫煙が可能です。



■：路上喫煙禁止区域

●：屋外喫煙場所

▲：市が指定する屋外喫煙場所

※本市内の乗降客の多い主要4駅（高石駅・羽衣駅・東羽衣駅・富木駅）について、路上喫煙禁止区域の対象としました。なお、高師浜駅・伽羅橋駅周辺を含め、路上喫煙禁止区域以外の道路においては喫煙可能ですが、望まない受動喫煙等を防ぐため、周りの方への配慮をお願いします。

市内の公共施設は原則禁煙です

望まない受動喫煙による健康への悪影響を防ぐため、公共施設（土地・建物や公園等）は原則禁煙とします。なお、それにより入口付近等における路上喫煙が増えないよう、一部の公共施設では喫煙スペースを設置します。

▶右表の公共施設においては、屋外喫煙場所を設置し分煙環境を整備しますが、望まない受動喫煙を防ぐため、周りの方への配慮をお願いします。

ここは、分煙施設です。
所定の場所以外では、
喫煙しないでください。
高石市

▲この標示が目印！

コミュニティセンター
複合コミュニティセンター
老人福祉センター 瑞松苑
老人福祉センター 菊寿苑
老人福祉センター 慶翠苑
庁舎自動車駐車場
鴨広場
新公園
高砂公園
高師浜運動場
高師浜野球場
※富木公園
※大園公園
※千代田らくだ公園
※取石公園
※芦田川ふるさと広場
※体力づくり広場

※の施設には灰皿がありません。携帯用灰皿を利用し、吸い殻は必ず持ち帰るようにしましょう！



吸い殻のポイ捨ては市内全域で禁止です

主要駅周辺の路上喫煙禁止区域や公共施設等における禁煙、分煙、喫煙ルールを遵守していただくとともに、たばこの吸い殻が捨てられていない「美しいまち」をめざし、市内全域において吸い殻のポイ捨てを禁止します。市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

喫煙する際は、ご注意ください

▶ 4月以降は条例に基づき、規制や指導を行います

路上喫煙禁止区域内や公共施設敷地内での喫煙については、条例等に基づいた規制や路上喫煙等防止指導員による指導を行います。

▶ 加熱式たばこも規制対象になります

条例では、紙巻き式たばこだけでなく加熱式たばこの喫煙においても規制や指導の対象になりますので、ご注意ください。

喫煙については、たばこを吸わない方の望まない受動喫煙を防止するとともに、たばこを吸う方も健康には十分気をつけてください。たばこを吸う方、吸わない方の両方が安全で快適に過ごせるまちをめざすため、皆様のご理解とご協力をお願いします。